

浜松市上下水道事業経営アドバイザーハイツ会議設置要綱

(設置)

第1条 市は、水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）が抱える経営に関する諸問題について、専門的な知見等に基づく意見を聴取するため、浜松市上下水道事業経営アドバイザーハイツ会議（以下「経営アドバイザーハイツ会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 経営アドバイザーハイツ会議は、次の事項を所掌する。

- (1)上下水道事業の整備計画に関すること
- (2)上下水道事業の中長期財政計画に関すること
- (3)上下水道事業に係る受益者負担に関すること
- (4)上下水道事業の事前評価に関すること。
- (5)その他上下水道事業の運営全般に関すること

(組織)

第3条 経営アドバイザーハイツ会議は、水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）及び10名以内の委員で組織する。

- 2 委員は、有識者（専門的な知見を有する学識経験者等をいう。）及び上下水道利用者のうちから管理者が任命する。
- 3 委員の任期は、1年を超えない範囲内で必要な期間とする
- 4 委員は再任することができる。

(会議等)

第4条 経営アドバイザーハイツ会議は、管理者が主宰し、必要な都度招集する。

- 2 委員は、会議において、第2条に規定する所掌事務に関し、その有する知見等に基づき意見を述べる。
- 3 管理者は、会議の協議内容に関連した関係職員の出席を求めるものとする。

第4条の2 前条の規定にかかわらず、特別な理由があると管理者が認めるときは、委員から個別に意見を聴取することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

(事務局)

第5条 経営アドバイザーハイツ会議の事務局は、上下水道部上下水道総務課に置く。

(謝礼)

第6条 委員の謝礼の額は、次のとおりとする。ただし、管理者が特別の事情があると認めたときは、交通費に相当する費用を加算して支給することができる。

- (1)有識者 日額 7,000円
- (2)上下水道利用者 日額 5,000円

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、経営アドバイザーハイツ会議の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 浜松市上下水道事業経営問題検討委員会設置要綱（平成23年7月1日制定）及び浜

松市上下水道事業経営問題検討専門委員設置要綱（平成23年7月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。